

「遠隔操作ドローン実証実験事業」に関するプロポーザル募集要項

1 業務の目的

有事における被災情報の収集、通行規制情報の集約や平時における施設の損傷情報、維持管理情報などを集約することで情報の共有を図り、対応など意思決定に寄与することを目的とする。

2 事業概要

(1) ドローンやスマホ、タブレット、将来的には定点カメラなど多様なデバイスから情報収集が可能なシステムの研究

(2) 当町が利用しているクラウドサービスとの連携についての研究

※当町が利用しているクラウドサービス

- ・ kintone スタンダード
- ・ トヨクモ FormBridge プレミアム
- ・ トヨクモ kViewer プレミアム
- ・ Repotone Pro
- ・ Gusuku Customime 年額 1000
- ・ あっとクリエーション かんたんマッププラグインスタンダード
- ・ あっとクリエーション ジオコーディングプラグイン
- ・ あっとクリエーション 地図連携

(3) 統括現場における運用研究及び実践展示

(4) 被災場所現地における運用研究及び実践展示

(5) 自主防災組織との共同訓練の提案及び実践展示

(6) 当町の実情にあったドローン運用における資格、許認可の研究

(7) 報告書作成

その他、業務の詳細は、業務説明資料に記載します。

3 プロポーザルの手続き

(1) 名称

遠隔操作ドローン実証実験事業に関するプロポーザル

(2) 主催者

設楽町（総務課）

(3) プロポーザルの性格

本プロポーザルは、提案資格があると認められた者から提案を受ける公募型で行います。

また、本プロポーザルは与えられた条件下において、当該委託に係る実施体制、提案者の考え方を「提案書」を通して審査・評価し、当該委託に最も適した受託候補者を特定するものです。契約後の業務は、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。

4 提案資格

本プロポーザルの提案資格を有する者は、次の項目の全てに該当する者としてします。

- (1) 令和8・9年度設楽町入札参加資格者名簿（物品）に登載されていること（事業所の所在地は不問）
- (2) 令和元年度以降に、地方公共団体等において、「遠隔操作ドローン実証実験事業」に類する業務実績を有していること
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと
- (4) 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年でないこと
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者でないこと
- (6) 銀行取引停止処分を受けていないこと
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされている者（更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと設楽町が認めたものを除く。）でないこと
- (8) 参加意向申出書の提出期限から受託者の特定の日までの期間、設楽町建設工事等請負業者選定及び指名事務処理要領（平成17年10月告示第6号）の規定による指名停止を受けていないこと

5 プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項

プロポーザルの提出資料は、提案書作成要領に基づき作成してください。

6 評価委員会及び評価に関する事項

プロポーザルの評価は、提案書作成要領「9 プロポーザルに係る審議」に示す「遠隔操作ドローン実証実験事業プロポーザル評価委員会」で行います。

評価の着目点は、次のとおりとし、評価者の主観的評価により総合的に判断を行います。

- (1) 現場責任者が本業務に生かすことのできる過去の実績（ドローンを活用した業務効率化等）を有しているか。
- (2) プロジェクト計画・スケジュール・会議体形式について、現時点での情報を基にした妥当性のあるものとなっているか。
- (3) 提案された事業は、モデル自治体（人口5千人未満、高齢化率55%以上の中山間地域の基礎自治体）の特徴を逸脱したものとなっていないか。併せて、職員の業務効率化や住民の安全・安心につながる提案がされているか。
- (4) 提案されたドローンを用い収集した情報を当町が利用しているクラウドサービス（kintone、カンタンマップ等）により一元管理できるものとなっているか。提案者が提案するソフトウェアを用いCSV形式等によりkintone等と連携できる場合はその提案がされているか。
- (5) 将来的にはドローン、スマホ、タブレット及び定点カメラなど多様なデバイスから情報を収集できる提案があるか。
- (6) 本業務に対する姿勢が適切で、意欲があるか。

7 プロポーザル実施スケジュール

プロポーザルの概ねの実施スケジュールは、別紙のとおりです。

8 その他

- (1) 設楽町における施策の転換等、やむを得ない事由により、予定業務の発注が行われない場合は、業務を受注できない場合があります。
- (2) 業務の実施に関しては、プロポーザルの内容に関わらず、設楽町と協議の上、行うこととします。

9 事務局

設楽町総務課

所在地 〒441-2301 愛知県北設楽郡設楽町田口字辻前1-4

電話 0536-62-0511